

共済組合給付(福祉事業等)

第1 福祉事業等の退職時の手続

1 貸付金の返済

共済組合貸付金の残金について、現行の取扱いでは、退職手当から控除され、一括返済となります。これは、退職後、臨時的任用職員として採用される等、組合員資格が引き続く方も同様です。

団体信用生命保険に加入している場合、未経過月数分の保険料は、後日（7月頃）返戻されます。返戻時には事前に通知文書が送付されますので、必ず確認してください。手続は支部で行いますので、加入者の手續は不要です。

2 福祉保険制度（ファミリ一年金・傷病休職給付金・入院費用給付金・特定疾病給付金・元気づくりサービスコース）

福祉保険制度は、退職時の年齢に関わらず、退職（組合員資格喪失）後も継続加入となります。退職した年の10月31日まで保障が継続され、脱退のお申出がない場合は、11月1日以降も自動更新※となります。退職後継続加入中は、新規加入・増額の取扱いはできません。脱退・減額は毎年7月頃にご自宅へ届く更新手続書で手続きを行ってください。

なお、退職にあたって住所、電話番号、登録口座等に変更がある場合は、福祉保険制度加入者票（毎年10月及び4月送付）に同封されている「公立共済福祉保険制度異動変更連絡票（返信用はがき）」により、変更の手続きを行ってください。

※ 保険期間は1年間（11月1日～翌年10月31日）で以後、毎年更新

<制度別の継続加入可能年齢>

制度名	継続加入可能年齢
ファミリ一年金	保険年齢84歳まで更新継続可能（本人・配偶者共通）
傷病休職給付金	継続不可（在職中の就業障害に対する給付のため、退職日の属する月の末日で脱退）
入院費用給付金	保険年齢75歳まで更新継続可能（本人・配偶者共通） 保険年齢22歳まで更新継続可能（こども）
特定疾病給付金	保険年齢75歳まで更新継続可能（本人・配偶者共通）
元気づくりサービスコース	保険年齢84歳まで更新継続可能

（注1）ファミリ一年金の死亡給付金は単独加入できません。死亡給付金と傷病休職給付金のみご加入の場合、傷病休職給付金の保障終了と同時に死亡給付金も脱退となります。

（注2）保険年齢は満年齢を基に、1年未満の端数について6ヵ月以下は切り捨て、6ヵ月超は切り上げた年齢をしています。

例：保険年齢75歳＝毎年11月1日現在満74歳6ヵ月を超えて、満75歳6ヵ月まで。

お問い合わせ窓口	照会内容	電話番号	開設時間
公立学校共済組合 福祉保険制度担当	制度内容全般 登録内容の変更等	0120-778-599	月曜日～金曜日 (祝日・年末年始を除く) 10:00～16:00
請求相談センター	保険金の請求	0120-660-998	

※制度内容等詳細についてはデジタルパンフレットでご確認ください。デジタルパンフレットは公立共済ホームページにてご覧いただけます。デジタルパンフレットログインパスワード ID:kouritu PW:kouritu1111

3 アイリスプラン

（1）年金コース

組合員資格喪失後は、継続加入できません。

年度末時点で満60歳以上の加入者へは、12月末頃に自宅宛てに退職後の取扱いについての案内書類が送付されますので、退職予定者はその案内に従って手続きを行ってください。

年度末時点で満60歳未満の退職予定者は、下記の教職員生涯福祉財団サービスセンターまでご連絡ください。

（2）医療・日常事故コース

退職後も加入を継続できます。

医療入院コースは満90歳まで、日常事故補償コースは一生涯にわたり継続できます。

(3) 介護保障コース

教職員共済生協との個人契約として継続できます。ただし、追加で新たな契約はできません。

お問い合わせ窓口	照会内容	電話番号	開設時間
教職員生涯福祉財団 サービスセンター	年金コース 医療・日常事故コース	0120-491-294	月曜日～金曜日 (祝日・年末年始を除く)
株式会社一ツ橋サービ ス	介護保障コース	0120-878-626	10:00～17:00

4 財形貯蓄

財形貯蓄は、本人と金融機関の契約によるもので、退職後の取扱いについては、直接金融機関に連絡され、必要な手続を取られますようお願いします。

5 個人型確定拠出年金（iDeCo）

iDeCoは、本人と金融機関の契約によるもので、退職後の取扱いについては、直接金融機関に連絡され、必要な手続を取られますようお願いします。

6 宿泊施設特別利用者証

共済宿泊施設を組合員料金で利用できる「宿泊施設特別利用者証」（カード）を交付しますので、4月1日以降利用してください。

第2 任意継続組合員制度に加入された方の福祉事業

1 宿泊・保養施設利用補助及びセントコア山口会食利用補助

公立学校共済組合の宿泊・保養施設に宿泊する時や、セントコア山口で会食する時に、料金の一部を補助する事業です。

令和6年度の事業内容については、詳細が決まり次第、お知らせします。

2 特定健康診査

生活習慣病に着目した健診を実施します。

対象者・・・40歳以上75歳未満の任意継続組合員及び被扶養者

毎年7月頃に交付する「受診券」により、医療機関で受診することができます。

3 貸付事業

高額医療貸付け 任意継続組合員又はその被扶養者が高額療養費の支給の対象となる療養に係る支払いのため資金を必要とする場合に、高額療養費相当額を限度とする貸付けを無利子で受けることができます。
返済については、高額療養費支給時に一括して控除されます。

出産貸付け 任意継続組合員が出産費又は家族出産費(以下「出産費等」という。)の支給の対象となる出産に係る支払いのための資金を必要とする場合に、出産費等相当額を限度とする貸付けを無利子で受けることができます。
返済については、出産費等支給時に一括して控除されます。


請求・申込先 公立学校共済組合山口支部経理班
TEL 083-933-4577
FAX 083-933-4589